

平成21年3月30日

調査結果報告書

三田市行政監察員 土井 憲 三

通報受付日	平成21年2月13日（2月12日付の書面を同月13日に受領）	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・面接</li><li>・郵便</li><li>・電子メール</li><li>・F A X</li></ul>	( 時 分～ 時 分)
通報者	<ul style="list-style-type: none"><li>・実名 ※</li><li>・匿名</li></ul>	所属部署 ●●●●●課
通報内容	三田市互助会に対して三田市が拠出金名目で補助金を出している。又、その補助金も含まれている項目で、いわゆる“ヤミ退職金”が支払われている。 参考資料上では違法性が明示されているにも関わらず、今なお支給されている。	
調査経過	別紙（1）のとおり	
調査結果	別紙（2）のとおり	
添付資料の内訳	無し	
備考	無し	

## 別 紙 (1)

調査経過	日 時	内 容
	2月13日	公益目的通報を受付（郵便による）
	2月20日	市長に公益目的通報の概要及び対応方針を報告
	3月 4日	通報者との面談による事情聴取を実施
	3月19日	通報対象者に「要旨の告知、弁明の機会の付与等を記した書面」を手交するよう にコンプライアンス推進本部事務局宛に依頼
	3月26日	通報対象者竹内市長から弁明書を受領
	3月30日	市長に本公益目的通報についての調査結果報告書を提出

調査結果	<p>通報者に対する事情聴取及び通報対象者から本調査に際し提出された弁明書と本通報に関連する関係資料等から下記①乃至⑤記載の各事実が認められる。</p> <p>① 三田市に勤務する職員（以下、「職員」という）を会員として構成される三田市職員互助会（以下、「互助会」という）は、職員の福利厚生を主たる事業目的として運営を行っている任意団体である。</p> <p>② 互助会の収入は会員からの会費と三田市からの拠出金で構成され、その割合は同額であった。年度によって会費収入額は異なるが、会費収入予算額と同額を三田市は拠出予算額として計上のうえで拠出していた。但し、平成20年度以降は下記⑤の経過から、公費支出額は会費収入額を下回る金額となっている。</p> <p>③ 互助会の支出は「事務費、事業費（福利厚生費、共済給付費、繰出金）等」として支出されており、通報者の指摘する「退職慰労金」は上記「繰出金」の項目で支出されていた。</p> <p>④ 前項の「退職慰労金」については、互助会所定の「給付内容一覧表」において「会員が退職したとき、在会年数に応じて別表に掲げる金額」を支給すると定められており、職員の退職時に互助会から職員に対し支給されている。</p> <p>⑤ 平成19年度までは同退職慰労金の支出の原資は「(職員の) 会費と (三田市の) 拠出金」であったが、平成20年度以降は原資を「(職員の) 会費」のみに限定し、公費負担を取りやめている。</p> <p>上記のとおり互助会の収入は職員の会費と三田市の拠出金によるものであり、その額も同額の割合であること（但し、平成19年度まで）から、拠出金の出捐者たる三田市としては互助会の支出内容について、個々の「支出対象項目、支出金額」につき、詳細な検討を行ない、公費の拠出の可否を検討する必要がある。</p> <p>これらの検討を行う必要性については近時、各地方公共団体においても同様の職員互助会に対する公費負担については必要性が強く意識され、その検討を行ったうえで拠出がなされているところである。また、各地の県、市、町村の住民から「公費による互助会補助の違法性」を請求の原因とする住民訴訟が提起され、各裁判所での判決例が広く報道されているところである。</p> <p>本通報に記載された「(公費による) ヤミ退職金」との指摘については、その指摘の可否について判断するに際しては互助会の運営の詳細を厳密に調査する必要があるだけでなく、その判断については各地で提起された訴訟の判決例が示すように同種事案についての裁判所の判断も微妙に結論が分かれている現状から、多方面からの意見集約が必要である。</p> <p>三田市においては、上記のとおり平成20年度以降は「(互助会の) 退職慰労金給付事業」については公費負担を取りやめていること、更には互助会が保有する「退職給付金特別会計」における平成19年度までの公費負担については三田市への返還を求める予定であることがそれぞれ認められる。本通報に関しては、平成19年度以前の取り扱いについてはともかくとして、平成20年度以降は「(互助会の) 退職慰労金給付事業については公費負担を取りやめている」ことから「ヤミ退職金」支給であるとの本通報の指摘が同年度以降は該当しないものと判断する。尤も、互助会への公費負担自体は現在も行われていることであり、同拠出金を原資とする</p>
------	---

	<p>互助会の他の支出がなされている事から、本通報を契機として現下の関係法律の解釈、他自治体の「互助会」への公費支出状況の調査、各地の訴訟における判決例の検討を行ったうえで互助会に対する公費の拠出の当否につき各支出項目の内容を詳細に調査のうえ検討されるように求めるものである。</p>
--	--